

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公告

令和6年4月24日

岡山県知事 伊原木 隆太

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1 当該招請の趣旨

令和6年度岡山県強度行動障害支援者等の資質向上研修事業は、強度行動障害支援者養成研修修了後の施設職員を対象とした現場での対応力を高めるための研修及び管理者を対象とした人材育成等の体制整備や環境整備を図るための研修を実施することにより、強度行動障害のある人への適切な支援の普及・定着を図ることを主な目的としている。

このため、本事業の実施に当たっては、発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第14条第1項の規定による、発達障害者支援センターに係る業務を実施する者として岡山県知事が指定しているとともに、障害者支援施設を中心に、長年、強度行動障害のある人への専門的な支援を実施している社会福祉法人旭川荘を相手方として契約を締結する予定としているが、同法人以外の者で、下記の応募要件を満たし、本事業の受託を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を行う。

なお、公募の結果、応募要件を満たすと認められる者がいた場合は、社会福祉法人旭川荘と当該応募者が提出した企画提案書により、プロポーザル方式による企画競争を行い、業務委託候補者を決定する。

2 事業名

令和6年度岡山県強度行動障害支援者等の資質向上研修事業

3 業務内容

別添「令和6年度岡山県強度行動障害支援者等の資質向上研修事業委託仕様書」のとおり

4 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

5 応募要件

業務委託に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

- (1) 岡山県内に事業所を有する法人であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

- (4) 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- (5) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外を受けている者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (7) 当該事業を円滑かつ効果的に実施することができる、研修の企画・運営に精通した職員の確保が可能であること。
- (8) 当該事業を実施する上で必要な、強度行動障害のある人への支援の経験と専門性を備えた講師及びファシリテーターの確保が可能であること。
- (9) 当該事業を実施する上で必要な、関係者・関係機関との連絡調整業務、経理事務等の的確な処理体制を有していること。
- (10) 過去2年間に県又は県の外郭団体との契約がある場合、全てを誠実に履行していること。
- (11) 都道府県税、岡山県内の市町村税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

6 手続等

(1) 担当部局

岡山県子ども・福祉部障害福祉課障害福祉サービス班
〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6
TEL：086-226-7345
FAX：086-224-6520

(2) 公告、仕様書の配布期間及び場所

①配布期間 令和6年4月24日（水）から令和6年4月30日（火）まで（閉庁日を除く。）の9時から17時まで

②配布場所 上記（1）の場所に同じ
なお、子ども・福祉部障害福祉課ホームページ

<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/39/>からダウンロードできる。

(3) 仕様書に関する質問

①受付期間 令和6年4月24日（水）から令和6年4月30日（火）まで（閉庁日を除く。）の9時から17時まで

②受付場所 上記（1）の場所に同じ

③受付方法 仕様書に対する質問・回答書（第1号様式）により原則としてファックス又は郵便等によることとし、受付期間内に必着とすること。
なお、ファックスにより提出する場合は、送付した旨を電話にて上記（1）の担当者に連絡し、受け取りの確認をすること。（以下同じ。）

④回答方法 質問を受けた日から起算して2日以内（閉庁日を除く。以下同じ。）の17時までにファックス等で回答する。

(4) 参加意思確認書（様式第2号）の提出期間、場所及び方法

①提出期間 令和6年4月24日（水）から令和6年4月30日（火）（閉庁日を除く。）の9時から17時まで

②提出場所 上記（1）の場所に同じ

- ③提出方法 持参又は郵送等（書留郵便、配達記録郵便その他これに準じる方法によるものに限る。）
- (5) 業務委託参加資格要件の審査及び通知
参加意思確認書を提出した者について、岡山県子ども・福祉部内に設置する審査会において審査の結果、不適合と認められる者に対してはその旨を書面により通知する。この通知を受けた者は、この業務委託に参加することができない。
- (6) 提案書等の提出方法
- ①受付期間 令和6年5月2日（木）から令和6年5月8日（水）まで（閉庁日を除く。）の9時から17時まで
 - ②提出場所 上記（1）の場所に同じ
 - ③方 法 持参又は郵送等（書留郵便、配達記録郵便その他これに準じる方法によるものに限る。）
 - ④提出書類
 - ・事業提案書（第3号様式）
 - ・事業計画書（第4号様式）
 - ・見積書（第5号様式）
 - ・その他必要と認めた書類
- (7) 提案書等の審査方法
岡山県子ども・福祉部内に設置する審査会において、提案書等の内容を別に定める審査基準により審査し、契約の相手方を選定する。
提案書の内容について、ヒアリング又はプレゼンテーションを実施することがあるので、その旨を承知しておくこと。
- (8) 提案書等の審査結果の通知方法
審査後、書面により通知する。

7 その他

- (1) 契約保証金は岡山県財務規則(昭和61年3月20日規則第8号)第153条、第154条及び第155条の規定による。
- (2) 業務委託契約書の作成を要する。
- (3) 契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書を提出しなければならない。なお、この誓約書を提出しないときは、当該契約の締結を拒んだものとみなすので留意すること。
- (4) 業務の詳細は業務委託仕様書による。
- (5) 応募及び審査に係る一切の費用は、応募者の負担とする。
- (6) 提出された書類は返却しない。
- (7) 関連情報を入手するための照会窓口は、6（1）に同じ。